写真の撮影方法について

大泉町電気自動車等導入費補助金交付申請時に提出する状況写真は、以下の要領で撮影し、A4の用紙に印刷もしくは貼付してください。

1. 撮影方法

電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド自動車(PHV)の場合

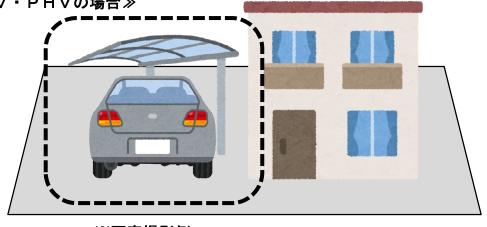
- ① 保管場所(駐車場・車庫等)にて撮影してください。
- ②. 車の全体を写してください。
- ③. 車のナンバープレートを写してください(記載内容が読み取れること)。

家庭用電気自動車等充電設備・家庭用電気自動車等充給電設備(V2H)の場合

- ①. 設置場所にて撮影してください。
- ②. 設備の全体を写してください(建物の壁や駐車場等の設置部分が写されていること)。
- ③. 設備の銘板を写してください(記載内容が読み取れること)。
- ※①~③の要件を満たす写真が1枚で撮影できない場合は、複数枚にわけて撮影してください。

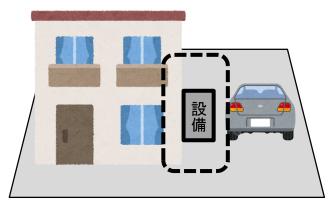
【状況写真例】

≪EV・PHVの場合≫



※写真撮影例

≪家庭用電気自動車等充電設備・V2Hの場合≫



※充電用コンセント、V2Hなどの場合



※充電用コンセントスタンドやケーブル付きの充電スタンドなどの場合